

会旗および標章に関する規程

（目的）

第1条 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「本協会」という）の会旗および標章に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本規程において会旗および標章は、協会旗や協会ロゴ、大会ロゴ等を含む本協会が作成したもの（モノクロを含む）をいう。

（会旗および標章等に関する権利）

第3条 会旗および標章に関する一切の権利は、本協会に帰属する。

（使用の申請）

第4条 会旗および標章を使用しようとする者は、本協会と使用について契約を締結している企業・団体を除き、事前に本協会の申請による許諾を受けなければならない。ただし、前述した除外団体に該当する場合についても、使用内容・方法については本協会への事前確認を行わなければならない。その申請・事前確認に関する事項については本協会のマーケティング&プロモーショングループが担うこととする。

2 前項の許諾を受けようとする者は、別に定めた使用申請書に次の書類を添えて、本協会に提出しなければならない。

- （1）会旗および標章の使用状況がわかる完成見本等
- （2）その他本協会が必要と認める書類

（使用の許諾）

第5条 本協会は、前条の使用申請があった場合は、第6条各号に照らして適当であると認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をするものとする。この場合において、本協会が必要と認める場合には、会旗および標章の使用方法その他について、条件を付することができる。

（使用許諾の制限）

第6条 会旗および標章の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、本協会は許諾しないものとする。

- （1）会旗および標章を立体として表現したもの
- （2）法令または公序良俗に反するものと認められる場合
- （3）本協会の信用または品位を害するものと認められる場合
- （4）第三者の利益を害するものと認められる場合
- （5）特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められる場合
- （6）風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合およびこれらの者に商品等を販売する場合
- （7）会旗および標章の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがある

あると認められる場合

- (8) 会旗および標章のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) 会旗および標章の著しい変形その他会旗および標章の使用方法が適当でないと認められる場合
- (10) 会旗および標章の使用の申請をした者が下記の項目に該当する場合
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に定める暴力団をいう。）
 - ②暴力団員（法第2条第6号に定める暴力団員をいう。）
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - ⑦上記②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人
- (11) その他、会旗および標章の使用が適当でないと認められる場合

（使用許諾の期間）

第7条 会旗および標章の使用許諾の期間は、第5条第1項の規定により使用許諾された期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定により使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、使用者がJVAパートナーの場合は速やかに使用を終了する。ただし使用者がJVAパートナー以外だった場合は、期間満了後90日以内は在庫整理期間として、引き続き会旗および標章を使用することができるものとする。

（使用料）

第8条 会旗および標章の使用は、第4条第1項に定める許諾申請不要と定めた団体や利用用途以外は有料とする。使用料については別に定める表（別紙1）を参照する。

（地位の承継）

第9条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

（使用上の遵守事項）

第10条 第5条の規定による使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用をすること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

- (3) 第5条の許諾を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (4) 会旗および標章を用いた宣伝、広告または商品等の使用に際して、本協会が指定した場合のみ、その広告・商品・包装等に承認時に発行した「承認番号」を必ず明記すること。

(許諾の取消し等)

第11条 本協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の追加または変更の許諾があったときは、その追加または変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者が本規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条の使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他会旗および標章の使用継続が不相当であると認められた場合

2 本協会は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 本協会は、使用者に会旗および標章の使用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第12条 本規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して会旗および標章を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について本協会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 本協会は、本規程による使用許諾の申請に要した費用および使用の実施に係る経費または役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 本協会は、会旗および標章の使用を許諾したこと、不許諾したことまたは取消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、会旗および標章を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、本協会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、会旗および標章の使用に際して故意または過失により本協会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を本協会に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 本協会は、会旗および標章の使用促進を図る観点から、使用許諾の状況

等について情報を公開することができる。

(改廃)

第16条 本規程の改廃は、理事会の決議で行うことができる。

附則

Ⅰ 本規程は、2026年1月28日から施行する。